

名古屋市教育委員会定例会

平成 26 年 1 月 16 日
午後 2 時
教育委員会室

議 案

- 第1号議案 請願・陳情審査について
- 第2号議案 請願・陳情審査について
- 第3号議案 請願・陳情審査について
- 第4号議案 平成26年度 名古屋市学校教育の努力目標について
- 第5号議案 平成26年度 教職員研修の基本方針について
- 第6号議案 名古屋市教育委員会表彰について
- 第7号議案 名古屋市社会教育委員の委嘱について

出席者

野 田 敦 敬 委員長
服 部 はつ代 委 員
梶 田 知 委 員
福 谷 朋 子 委 員
古 川 隆 委 員
下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員24名

(野田委員長)

ただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。第 6 号及び第 7 号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、1名から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第 2

条により、許可いたしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

【傍聴人入室】

(野田委員長)

傍聴される方々をお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第 4 条により、次の 2 点を守っていただくことになります。1 点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表さないこと、2 点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、以上の 2 点であります。また、同規則第 5 条により、録音等については禁止しております。

それでは、第 1 号議案「請願・陳情審査について」を議題といたします。審議に先立ちまして、陳情者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありました。会議の運営上、代表者 1 名に 5 分以内で陳述を許可することにしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

それでは、陳述人の方は、前へお願いします。

口頭陳述される方をお願いいたします。会議の円滑な運営を図るため、口頭陳述は 5 分以内で行うようお願いいたします。それでは、陳述を始めてください。

【陳述人より、口頭陳述が行われた。】

(野田委員長)

ありがとうございました。これをもちまして口頭陳述を終了します。席へお戻りください。

それでは、第 1 号議案「請願・陳情審査について」、事務局の説明を求めます。

(金田指導室長)

それでは事務局より説明いたします。「古事記・日本書紀・神話・伝承」に関するの記載でございますが、自由社がコラムを含めて約 4.6 ページ、本市採用の教育出版が約 0.15 ページとなり、自由社の記載が多くなっております。その一方で、「江戸

時代の産業や交通の発達」に関する記載は、自由社が2ページであるのに対し、教育出版がコラムを含めて6ページ。「大正デモクラシー」の頃に関する記載は、自由社が4ページであるのに対し、教育出版がコラムを含めて8ページと、いずれも教育出版の記載が多くなっております。このように、教科書によって、時代や内容ごとの記載に特色が見られます。教育委員会では、各者の記載の特色を踏まえ、編集趣旨の適切性、教材の適切性等の観点項目を設けて、慎重に調査研究と検討を重ねて、教科書を採択してきております。なお、参考といたしまして、中学校社会科歴史的分野、自由社と教育出版の教科書の「古事記・日本書紀・神話・伝承」「江戸時代の産業や交通の発達」「大正デモクラシー」に関する記述、中学校社会科歴史的分野教科書の「古事記・日本書紀」に関する記述、及び、学習指導要領解説と7種の教科書の比較表をまとめたものをお配りしてあります。以上です。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんか。

陳述人の方も指導室長も自由社と教育出版を比べていただきました。陳述がございました、古事記、日本書紀については、自由社は記述が多いが、別の箇所では教育出版が多いところがある、それぞれ特色があることがわかります。

一つ確認をさせてください。陳述のなかで、学習指導要領の要求内容を満たした授業が受けられるよう、とお話がありましたが、今、自由社のものも教育出版のものも教科書の検定を通過していますが、教科書検定の基準を確認させてください。

(金田指導室長)

教科書検定の基準でございますが、文部科学省は教科書検定の審査の基準といたしまして、義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準を定めております。検定基準は、検定審査の基本方針であります総則のほか、各教科共通の条件と各教科固有の条件とから構成されております。各教科共通の条件としましては、教育基本法の教育の目的及び目標、学習指導要領に示されています教育方針、各教科の目標に一致していること、学年の児童生徒の発達段階に適切しており、心身の健康や安全及び健全な情操の育成に必要な配慮を欠いていることがないことなどが挙げられております。

(野田委員長)

陳述者がマニュアルと言われた、学習指導要領を含め、その上の教育基本法をもとにしながら、その内容を踏まえたものを検定済みということで、各委員会へ採択を依頼しているということですね。

ほかにいかがでしょうか。

(福谷委員)

授業時間数が限られている以上、教科書の分量は限定されると思いますが、例えば、記載が足りないと思った場合、先生方がそれを補充するために、補助教材として資料

集などを使うことは、実際に学校で行われていますか。

(金田指導室長)

中学校社会科の歴史の指導におきましては、本市におきましても多くの学校で資料集を補助教材として採択し活用しています。私どもで調べた限りでは、中学校109校のうち、107校で資料集という形で、補助教材を採択し、それを活用しながら、学習を進めているところでございます。

(福谷委員)

もうひとつよろしいですか。最近の教育では、先生に教わるだけでなく、生徒自身が自ら学ぶということで、調べ学習などに重点がおかれていると伺いましたが、中学校の授業において、生徒自身が興味を持ったもの、インターネット等を利用して調べるといったことも授業で行われていますか。

(金田指導室長)

歴史の学習に限らず、知識、理解という形で学ぶべき内容をきちんと身につけていくが基本としてございます。そのうえで、自ら学ぶ、例えば調べ学習であったり、今委員からお話のありましたインターネット等で自分が興味関心をもったことについて、具体的に調べてみて学習を広げていくといったことは、どの学校でも学習活動として位置づけられております。

(古川委員)

私は大きな視点で述べさせていただこうと思います。知人の子どもが留学の際に、世界中から集まった同世代の子どもたちの中で、自分の国について、論議をする機会があったそうです。そのときに日本人が自分の誇りや自分の国がどのようにしてできたのかをうまく述べられない。そこで初めてネットなどで調べて、にわか仕込みで話すといったことがあったそうです。諸外国と比べて、日本人としてのアイデンティティを、きちっと言えるような日本人であるといいと思っています。今の教科書は検定に合格したものから採択していますが、その中でも時代の流れによって、私たちの60代と今の中学生の10代とでは、学ぶ内容も変わってくると思います。特に昨今は、東アジアの経済が活発になってきており、歴史から踏まえて日本人として、日本がどうできてきたかということ子どもたちに教えていく、伝えていく必要があると思います。今の教科書は検定に合格していますので、採択がまちがっているわけではありませんが、2年後にどういった教科書が採択されるかは、市民のみなさんの関心も高いと思います。

(下田教育長)

参考資料でいただきました学習指導要領の内容の取扱いを見ますと、陳述された方のお話の中にもありましたが、「古事記・日本書紀などにまとめられた神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせること」とありま

す。教科書を見てみますと、中身を書いているものと、古事記・日本書紀があることにとどめているものがございます。必ずしも中身を書いていないと検定を通らないものではないということが見てとれます。日本の基礎的なことをきちっと覚えていくことは大切なことなので、このことについては、今後議論する必要があると思っておりますが、そのときに、神話の中身について教科書に載ってなければならないかどうかについても、これからよく議論する必要があると思っております。

(野田委員長)

お二人から意見がでましたが、私からも少しお話しますと、例えば、古事記・日本書紀は天平時代の歴史を語るうえで必要ですし、大正デモクラシーも日本の歴史を語るうえで大切です。どこが大事でどこが大事ではないということではないと思っております。各社それぞれの特色がございます。平成17年版あたりから学習指導要領の内容が減ったので、発展的なものを載せてよいことになりました。ただし本文とは違う囲み記事、コラム的なもので載せなさいといった規制緩和がありました。囲み記事は発展として扱われるので、本文とは違う味が出せるので、いいことだと思っております。各社の特色が出ていると思っております。教科書としての幅が、平成17年あたりから広まってきました。その幅の中から我々は採択をしていきます。何回もお話ししていますが、実際に教科書を使っていただく先生方のご意見を聞き、その中で特に社会科を熱心に研究してみえる先生のご意見を聞き、それを踏まえながら、2年前にかなり時間をかけて採択しています。学習指導要領に適したもののの中から採択をしているという経緯をお伝えいたします。

他にご意見も無いようですので、第1号議案についてお諮りをいたします。

本市で採択している中学校歴史教科書は、国による検定に合格したもので、その記述内容は、学習指導要領が求めるものになっていると確認し判断いたしました。また、教科書の選定に際しては、学習指導要領の趣旨を踏まえたいうえで、教科書の記述を読み比べて議論してまいりました。したがって、学習指導要領に則った中学校の歴史教科書の選択を求める請願については、不採択としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第2号、第3号議案「請願陳情審査について」の2件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(大坪主幹)

名古屋市武豊野外活動センターに関する陳情が2件提出されましたのでご説明いたします。まず、第2号議案でございますが、陳情の要旨は、武豊野外活動センターにございます枝垂桜と名古屋市学童保養園の記念碑、石碑でございますが、施設廃止後

も保存して、武豊町道から見学できる通路を確保することを求めているもので、名古屋市武豊野外活動センターの存続を願う会の代表の方はじめ武豊町の地元の方からの陳情でございます。武豊野外活動センターにつきましては、去る平成25年11月名古屋市会におきまして、今年度末での施設の廃止をお認めいただいたところでございますが、センターの廃止に関しましては、この地域の方にも一定のご理解をいただいているものと考えております。そのうえで、跡地に残る枝垂桜の保存等を求めているものでございます。跡地利用につきましては、武豊町への一部売却と太陽光発電事業の実施に向け、武豊町との調整や準備を進めているところでございます。資料5ページの施設の配置図をご覧ください。枝垂桜と名古屋市学童保養園の石碑につきましては、太陽光発電事業の実施を検討しているエリアでございます。資料の4ページをご覧ください。この枝垂桜につきましては、武豊町の銘木にも指定されており地域住民の方々にとって、思い入れのある貴重なものと認識しておりますので、石碑ともども残すことができるように、今後、太陽光発電事業を進める中で、事業者や武豊町とも調整をしてまいる予定でございます。なお、その場合の枝垂桜の保存、管理方法等につきましては、適切な措置がされるよう武豊町や陳情をされた地域の方とも協議してまいりたいと考えております。

次に第3号議案でございますが、陳情者は2号議案と同じく、武豊町の地域の方からで、陳情の要旨は、武豊野外活動センターの施設廃止後に、地元では緑地保全とそのための方策として、地元の人々が集う仕組みの一つとして同地で大がかりな防災訓練を実施したいと考えており、その際に利用できるように、武豊野外活動センターで使用してきたキャンプ用具や炊事用具の無償譲渡を求めているものでございます。資料4ページをご覧ください。物品の無償譲渡についての仕組みをまとめさせていただきました。不要物品については、まず、再利用可能なものは、庁内の他部署等において、リサイクルを図ったうえで、使用しないものについては、不要の決定をしたうえで、公益上必要がある場合は、無償譲渡が可能でございます。防災のためにキャンプ用具等を譲ってもらいたい旨の話をいただいておりますので、そのためにキャンプ用具等を譲渡する事については、公益上の必要がある場合に該当し、武豊町への無償譲渡も可能かと考えられますので、まず庁内での再利用の意向を確認したうえでの事となりますが、武豊町とも相談しながら、譲渡できるよう手続きを進めてまいりたいと考えております。以上、簡単ですが、ご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(野田委員長)

我々も夏の暑い中、テントも桜の木も視察いたしました。ご意見・ご質問はございませんか。

(梶田委員)

桜の木を残したときに、新たなる費用が発生したり、継続的に費用がかかることはありませんか。

(大坪主幹)

これまでの木の剪定や保存のための費用として、年間数万から数十万円発生している年がございます。ですので、こういったことも含めまして、陳情にもございますように、自分たちでも世話管理をしていくという申し出もございますので、調整をしながら適切な方法を取ってまいりたいと思います。

(古川委員)

この枝垂桜は長年皆さんが育てられてきたもので、これだけの木を育てるのは簡単にできることではありませんので存続を願いますが、梶田委員が言われたように、費用を名古屋市が持つことは別の話ですので、調整をして存続をしてほしいと思います。

(野田委員長)

キャンプ用具の方はいかがでしょうか。視察の際に見させていただきましたが、キャンプ用具は古いものもありました。

費用面でしっかり確認のうえ、というご意見がでました。

他にご意見もないようですので、第 2 号議案及び第 3 号議案についてお諮りいたします。

まず、第 2 号議案の「しだれ桜等の保存」につきましては、今後、太陽光発電事業者や武豊町、地域の方々との調整が必要であることを前提として、「採択」としてよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

次に、第 3 号議案の「キャンプ用具等の無償譲渡」につきましては、所定の手続きを踏んだうえで、庁内での再利用の要望がないものは、無償譲渡が可能であることから、「採択」としてよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

第 2 号、第 3 号とも、ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 4 号議案「平成 26 年度 名古屋市学校教育の努力目標について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(金田指導室長)

それでは、第 4 号議案「平成 26 年度 名古屋市学校教育の努力目標について」ご説明いたします。

はじめに、名古屋市学校教育の努力目標の位置づけについて申し上げます。資料1をご覧ください。名古屋市学校教育の努力目標は、学習指導要領や本市の教育振興計画の実施状況などを踏まえ、本市の子どもの実態をもとに毎年設定し、各学校園へ通知しているものです。各学校園では、この通知を受けまして、それぞれに学校努力点、言うなれば年度重点目標を設定し、学校評価や学校評議員制を活用しながら、学校運営と教育活動の改善に努める、創造していく学校づくりを推進してきているところでございます。

さて、これまで名古屋市学校教育の努力目標については、学習指導要領の実施状況や動向をふまえ、概ね3年から4年をサイクルに大幅な改訂を行ってきております。その変遷につきまして、資料2に示しましたのでご覧ください。努力目標は、前文とキャッチフレーズ、そして柱の大きくこの3つに分かれます。お手元に示してございますのは、前文でございます。段落は4つで構成しております。平成19年度の前文を20年度、21年度、22年度の3年間で微修正を加えながら、変更してきております。次のページでは、23年度の前文を記載しております。23年度は、4年経ったということで、改めて前文について大幅な修正をいたしました。太字下線の部分が修正を加えた部分です。その後、24年度、25年度は、ご覧のように微修正をしております。

次のページをご覧ください。平成19年度から平成22年度まで、「あふれる感動 つながる力」をキャッチフレーズで進めてまいりました。23年度はそれを大幅改定ということで、「広がる笑顔 輝く瞳」とし、24年度、25年度の3年間続けてきているところでございます。

なお、柱につきましては、23年度に、「基礎的・基本的な知識・技能を修得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現する力の育成に努める。」この一点のみ修正をしてきております。

さらに、はねていただきますと、資料3として、教育振興基本計画と学校教育の努力目標を用意させていただきました。教育振興基本計画の施策1から施策5までにつきまして、学校教育の努力目標の4つの柱の関係を線で結んだものをお示ししております。

さて、こうした経緯をふまえて、来年度、26年度につきましては、今年度の努力目標を基本とし、1点についての変更、小幅の修正をしていきたいと考えております。次の資料4をご覧ください。具体的な修正箇所でございますが、修正箇所は1点。もっとも今日的な課題を明確化するため、防災教育に代わり、いじめに関する記述を挿入いたします。記述内容は、「とりわけ、いじめの問題については、子どもの声に真摯に耳を傾け、未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応を徹底し、いじめを許さない心を育む必要がある。」でございます。

なお、参考といたしまして、各学校での学校努力点取り組み状況、そして具体的な小学校の実践例を添付させていただきました。実践例にあげました陽明小学校は、指導室が行っております学力向上サポート事業に応募し、1年間実践研究をした学校でございます。

以上、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんか。

先日も次期教育振興基本計画の時代認識について議論いたしました。来年度に次の計画が立案されるということで、学校教育の努力目標も4年計画の最後になるということで、微修正でご提案いただいています。具体的には、資料4を見ますと、3段落目を防災教育からいじめに関する記述に代わっています。キャッチフレーズの「広がる笑顔 輝く瞳」も4年目ですね。資料5では学校努力点取組状況が書かれています。少し徳育が増えていますのも、先ほどの差し替えたところの背景にもなっていると思います。

特にご意見もないようですので、第4号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第5号議案「平成26年度 教職員研修の基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(伊藤研修部長)

第5号議案「平成26年度 教職員研修の基本方針」について申し上げます。お手元に2枚資料をお配りしてございます。一枚目の表が、研修の基本方針です。資料1は、方針に基づいた研修には何があるかを示したものです。資料2は、それらをどのように研修を行っていくかという重点です。資料3は、経験年数や自己の課題に応じた研修を受けることができるように示す研修・講座一覧です。

まず、研修の基本方針について申し上げます。25年度と基本方針は変えておりません。本市の教育振興基本計画が継続中であること、20年告示の学習指導要領の基で教育活動が継続していることから、大きな柱は変えなくてよいという判断をいたしました。第一段落は、名古屋市が「夢に向かって人生をきり開くなごやっ子」の育成を目指しているということ述べております。第二段落は、こうしたなごやっ子を育成するという要請に応えるために、教職員、学校がすべきことを述べてございます。第三段落は、教職員一人一人の力量を高め、学校の教育力を向上させるために教育センターが担うこと述べております。一番下、四角枠の中の二重丸4点は、裏面資料1の柱でございます。資料1と併せてご覧いただけますでしょうか。確かな実践力・使命感については、基本研修として1年目、5年目、10年目の研修などがございます。高い識見・創造性豊かな経営能力については、経営研修として、校長研修、教頭研修を実施いたします。専門性、洞察力については、専門研修として、アイデアいっぱい楽しい授業づくり講座などが位置付きます。今日的課題の追究、社会的視野を広げる

については、長期研修として、教育研究員などがございます。それぞれの枠の一番上に、サブタイトルがございます。例えば一番上の基本研修は、「人間性を磨き専門性を高めるために」とありますが、研修基本方針の本文二段落目の内容がここにあたるという意味です。経営研修では学校の教育力を向上させることと信頼の確立、専門研修では専門性を高めること、長期研修では人間性を磨くことと信頼の確立を目指して研修を行います。他に、教育センターでは、下の方にありますが、所員を派遣して校内研修の支援を行います。また、教員免許状更新講習と新任教員応援セミナーを行っております。

では、研修をどのように行うかということ資料2を用いてご説明申し上げます。特に重点としたいことを、抜粋して挙げてございます。柱は三つです。その他で一つです。これは、わたくしどもが、課題ととらえ、いつも議論しながら研修の改善に努めている柱です。一点目は、個々の課題を踏まえた研修の充実です。若手と中堅が力量向上を図り、学び続ける教員であるために、自らの課題に応じた研修を受けることができるよう、裏面の資料3を、1年目、5年目、10年目研修の受講者、全校の校長に示し、教員が自らの研修計画を立てられるようにしていきます。柱の2点目は、理論と具体を結びつけた研修の充実です。実践的指導力を身につけるために、いじめ、不登校、発達障害、危機管理、SNS等で起こるトラブルなど、今日的課題に対応できるよう具体的場面想定をしていきます。柱の3点目は、学校支援の充実です。学校へ指導主事を積極的に派遣し、学校が学ぶ集団となるために、校内研修を充実させるようにします。具体的には、研修のタイトルを示したユニット研修、例えば、心に残る道徳の授業、人権教育のすすめ、お困りを解決発達障害の理解と支援の工夫などがあります。さらに、校内で二人集まれば指導主事がコンピュータの研修に出かけるサテライト研修。そして、学校の要望に応えるオーダー研修があります。これらは、25年度より始めており、12月末の段階で、124件の要請をいただいております。ますます内容充実に努めてまいります。なお、このような内容の他、必要に応じて内容を修正したり加えたりして対応して参ります。

その他で一点です。新任教員が円滑に教職に就くためのセミナーを行ってまいります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんか。

(服部委員)

大変充実した研修内容を示していただいたと思います。先生方の経験に応じた研修を用意していただいていると思います。正規の先生方については、手厚く研修されていると思いますが、今、学校現場におきまして、正規の先生ではなく、非常勤の講師や常勤の講師の方がずいぶん多くいらっしゃるとお見受けいたします。こういった講師の方がクラスを持つ場合もあるようで、そういった方々も正規の先生方と同じように研修を受けることができますでしょうか、教えてください。

(伊藤研修部長)

講師研修会というものを年に1回開催しております。それは初めて講師となった方を対象としており、児童生徒理解、服務に関すること、授業づくりの基本がございます。他にも、例えばアイデアいっぱい授業づくり講座など、講師の方にも受講対象を広げて、受講していただけるように努めているところでございます。

(野田委員長)

講師の方が受講できる講座もあるということですね。

(服部委員)

講座を受講できるということが、講師の方に周知されていますでしょうか。

(伊藤研修部長)

教育センターNAGOYAといったものを発行しております。全職員に渡るものでございまして、今、手元にごございますものには、アイデアいっぱい授業づくり講座のご案内がございます。この対象のところに、講師の方、非常勤講師の方もお越しいただけますということを添えて、広く周知することに努めておるところでございます。

(野田委員長)

なかなかそういったパンフレットを読む時間もないかもしれませんので、校長先生や教頭先生からお声がけいただけると、よりいいのかなあと思います。

基本的には一つ前の議案の学校教育の努力目標も大きく変更はありませんので、研修の基本方針も大きくは変わらないということですね。資料2の5年目、10年目の節目で研修をしますが、他に2から4年目、6から9年目も選択で研修が受けられるようになったということですね。自ら学ぶ子どもを育てるには、選択の幅を広げ、先生方も自ら学ぶ、そういった姿勢を育てていくといいと思います。それに対応したプログラムになっていると思います。

他にご意見もないようですので、第5号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第6号議案からは非公開になります。

第6号及び第7号議案は非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後3時4分終了